災害時における無人航空機による協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ドローンビジネスサポート協会（以下「乙」という。）、株式会社 GOODREI（以下「丙」という。）において、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における無人航空機による災害対策活動の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等において、乙及び丙による無人航空機を使用した被災地における初動情報の収集活動、広報活動及びその他必要と認められる活動に関する協力（以下「無人航空機による活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時等において、無人航空機による活動の必要が生じた際は、乙又は丙に対し要請を行う。

２　乙及び丙は、前項の要請に基づき、次の各号に掲げる内容（以下「本活動」という。）について、乙及び丙の活動に支障のない範囲において協力する。

（１）乙及び丙は、無人航空機による初動情報の収集活動によって得られる画像（動画を含む。）情報（ 以下「データ」という。）を甲に提供する 。

（２）乙及び丙は、甲の提供する広報文を、無人航空機に搭載するスピーカーを用いて空中放送する。

（３）乙及び丙は、前２号に掲げる内容の他、災害時等において必要と認められる活動について協力する。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等において、本活動の協力要請の必要が発生した場合、乙又は丙に対し書面（様式第１号）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

２　乙及び丙は、前項の要請があったときは、関係機材の保有状況及び災害による被害状況等を考慮の上、本活動の実施の可否を甲に回答するものとする。

３　乙及び丙は、本活動の実施内容に関する甲からの要請に対し、誠意をもって対応するものとする。

（実施の報告）

第４条　乙及び丙は、甲に対し、本活動実施後、甲の指定する期日に遅滞なく、書面（様式

第２号）により本活動の実施状況等を報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙及び丙は、第２条第２項各号に掲げる協力に要した費用について、無償とする。

２　甲からの要請に基づき、乙及び丙が前項以外の活動を実施した場合に要する費用については、甲乙丙協議の上算出し、定めた期日に遅延することなく甲から乙及び丙に支払われるものとする。

（安全管理）

第６条　甲は、無人航空機の運航に係る情報（運航時間、運航範囲等）を関係機関に通報し、活動全体の安全確保に努める。

２　乙と丙は、現場の安全確保のため、GPS 等による位置の安定機能を使用することなく、安定した離着陸、空中操作が可能な操作技術者に活動を管理させるものとする。

３　乙と丙は、現場の安全を最優先事項とし、安全に支障があると判断した場合には活動を行わないものとする。

４　乙と丙は現場にいる警察官、消防吏員、市職員等から立ち退きや中止等の指示があった場合は、その指示に従うこと。

（連絡責任者）

第７条　甲乙丙は、あらかじめ連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし相互に確認するものとする。

（データの取扱い）

第８条　乙及び丙は、無人航空機による初動情報の収集活動によって得られたデータを収集後速やかに甲に提出するものとする。

２　甲が、前項により提供されたデータを報道機関等に提供するときは、あらかじめ乙又は丙に連絡の上、承諾を得なければならない。

３　乙及び丙は、不慮の事態により収集したデータを消失した場合、その責を免れるものとする。

（損害の負担）

第９条　本活動の実施に伴い、甲乙丙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙又は丙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙丙にて協議し誠意をもって対処するものとする。

（秘密の保持）

第１０条　乙及び丙は、本協定に関して知り得た甲の業務上の秘密及びデータを外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

（有効期間及び更新）

第１１条　本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定の締結の日から１年間とする。

２　前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の１か月前までに 、甲乙丙いずれからも本協定を解除する旨の意思表示がないときは、本協定はさらに１年間自動延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定等）

第１２条　本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、甲乙丙は、本書を３通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を各自保有する。

令和６年９月１日

（甲）千葉県千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　　神谷　俊一　　印

（乙）岡山県岡山市東区政津２５５番地２
一般社団法人日本ドローンビジネスサポート協会
代表理事　　森本　宏治　　印

（丙）東京都中央区日本橋室町１丁目１１番１２号
日本橋水野ビル７階
株式会社 GOODREI
代表取締役　末吉　謙佑　　印

様式第１号

年　　月　　日

様

千葉市長

協力要請書

無人航空機による協力を下記のとおり要請します。

記

１　協力要請の内容

２　協力要請の場所

３　協力要請期間

年　　月　　日（　）から　　年　　月　　日（　）まで

４　現場責任者の所属、職・氏名および連絡先

所属

職・氏名

連絡先

５　その他

様式第２号

年　　月　　日

（あて先）千葉市長

報告者

報　告　書

　　年　　月　　日付けの要請に基づく協力が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

１　協力要請の内容

２　協力要請の場所

３　協力要請期間

　　年　　月　　日（　　）から　　年　　月　　日（　　）まで

４　提出物

５　その他